

報告第 1 号

債権の放棄について

八幡浜市債権管理条例（平成 24 年条例第 2 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、市の債権について下記のとおり放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 10 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

- 1 放棄した債権の種類 市立八幡浜総合病院診療費等
- 2 放棄した債権の件数 28 件
- 3 放棄した債権の金額 1,409,576 円
- 4 放棄した時期 平成 31 年 3 月 31 日
- 5 放棄した債権毎の金額、発生日及び放棄の事由

	放棄の金額	債権の発生日	放棄の事由
1	2,370	平成 19 年 9 月 17 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
2	7,240	平成 20 年 1 月 31 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
3	1,454	平成 27 年 7 月 10 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
4	3,960	平成 27 年 6 月 30 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
5	133,680	平成 15 年 11 月 19 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
6	44,590	平成 16 年 4 月 5 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
7	145,050	平成 16 年 3 月 31 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
8	156,840	平成 16 年 4 月 27 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
9	272,220	平成 15 年 10 月 31 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
10	207,460	平成 14 年 8 月 31 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
11	20,310	平成 14 年 9 月 4 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
12	118,480	平成 16 年 6 月 30 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
13	13,980	平成 16 年 7 月 1 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
14	10,881	平成 23 年 12 月 31 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
15	60,690	平成 19 年 6 月 30 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）

16	1,330	平成21年5月21日	債務者：条例第16条第1項第6号（生活困窮）
17	15,958	平成24年1月31日	債務者：条例第16条第1項第6号（生活困窮）
18	17,348	平成24年2月29日	債務者：条例第16条第1項第6号（生活困窮）
19	19,485	平成24年3月23日	債務者：条例第16条第1項第6号（生活困窮）
20	25,180	平成19年7月9日	債務者：条例第16条第1項第6号（生活困窮）
21	5,500	平成13年1月18日	債務者：条例第16条第1項第7号（所在不明）
22	48,110	平成14年5月31日	債務者：条例第16条第1項第7号（所在不明）
23	48,840	平成14年6月30日	債務者：条例第16条第1項第7号（所在不明）
24	12,130	平成14年7月5日	債務者：条例第16条第1項第7号（所在不明）
25	5,560	平成26年8月18日	債務者：条例第16条第1項第7号（所在不明）
26	3,110	平成27年12月3日	債務者：条例第16条第1項第7号（所在不明）
27	7,600	平成29年8月1日	債務者：条例第16条第1項第7号（所在不明）
28	220	平成29年9月8日	債務者：条例第16条第1項第7号（所在不明）